特定非営利活動法人サルボン定款

第一章　総　則

（名称）
第１条　この法人は特定非営利活動法人サルボンという。英文では
SALUBONG と表示する。

（事務所）
第２条　この法人は主たる事務所を東京都台東区に置く。

（目的）
第３条　この法人は、日本と世界とりわけ途上国の人々に対して、映画の製作及び上映に関する活動を行い、映画芸術と地球文化の振興に寄与する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
①　文化、芸術の振興を図る活動
②　社会教育の推進を図る活動
③　国際協力の活動
④　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条
第１項　この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。
①　映画の企画及び脚本作成事業
②　映画製作事業
③　国内外に於ける映画作品の上映事業
④　映画作品に関する版権管理事業
⑤　上記に関わる関連事業

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
①　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
②　その他の会員　別の規則において定める。

（入会）
第７条　この法人の目的に賛同し、活動を支援してくださることを入会の条件とする。
２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）
第９条　正会員は、退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。
２　会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
①　本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
③　正会員が、会費を１年以上滞納したとき

（除名）
第１０条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
①　この定款等に違反したとき
②　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第１１条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）
第１２条　この法人に、次の役員を置く。
①　理事３人以上
②　監事１人以上
２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第１３条　理事は、理事会で選任し総会に報告する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　監事は、総会で選任する。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は次に掲げる職務を行う。
①　理事の業務執行の状況を監査すること。
②　この法人の財産の状況を監査すること。
③　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
④　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
⑤　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　理事が次の各号の一に該当する場合には、理事総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。
①　心身の故障のため、職務の遂行に絶えないと認められるとき。
②　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬が受けることができる。

2　役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種別）
第１９条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）
第２０条　総会は、正会員をもって構成する。
2　理事会は理事をもって構成する。
3　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（会議の権能）
第２１条　理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。
①　総会に付すべき事項
②　その他この法人の運営に関する必要な事項
2　総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

（会議の開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。
2　臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
①　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
②　正会員総数３分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
③　監事が第１４条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき
3　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
①　理事長が必要と認めた場合
②　理事の現在数の３分の２以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

（招集）
第２３条　総会および理事会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の１週間前までに発して行わなければならない。
3　理事会を招集する場合は日時および場所ならびに会議の目的たる事項

およびその内容を示した書面またはファックス、E-mail をもって、開会日の一週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

（会議の運営方法）

第２４条　総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）

第２５条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

２　理事会は、理事総数の３分の２以上が出席した場合に開会することとする。

（議決）

第２６条　総会および理事会の議決は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　総会および理事会において、第 23 条第２項または第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）

第２７条　総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第２５条および前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

（書面等による議決）

第２８条　理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E-mail により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

（議事録）

第２９条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　日時及び場所

② 出席者総数及び主席者数（書面表決者または代理人がある場合には、その数を付記すること。）
③ 審議事項
④ 議事の経過の概要

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人２名が、記名捺印又は署名しなければならない。

第５章 資産および会計

（構成）

第３０条 この法人の資産は、次の各号の揚げるものをもって構成する。
① 設立当初の財産目録に記載された資産
② 入会金及び会費
③ 寄付金品
④ 財産から生じる収入
⑤ 事業に伴う収入
⑥ その他の収入

（事業年度）

第３１条 この法人の事業年度は、毎年３月１日から翌年の２月末日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第３２条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告および決算）

第３３条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録、および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第６章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第３４条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（解散）

第３５条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

① 総会の決議
② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
③ 正会員の欠亡
④ 合併
⑤ 破産
⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の議決を経なければならない。

3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属先）

第３６条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（合併）

第３７条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第７章 雑則

（事務局）

第３８条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（委員会）

第３９条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（公告の方法）

第４０条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

（実施規則）
第４１条　この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の正会員の入会金と年会費は、第８条の規定にかかわらず、個人および団体ともに以下の金額とする。
入会金　：１万円
年会費　：１万円
３　この法人の、設立当初の役員は、第１３条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
理事長　　今泉　光司
副理事長　若林　昌広
理事　　矢野　和之
監事　　谷ヶ崎隆治
４　この法人の設立当初の事業年度は、第３１条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成１３年２月２８日までとする。
５　この法人の、設立当初の事業計画及び収支予算は、第３２条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１３年２月２８日までとする。